

	改正概要	備考
第1章 総 則		
2 用語例	・「省令」を「規則」に改める	
第2章 消防同意審査基準		
第1節 総則		
第1 消防同意の留意事項	建築基準法改正による表「建築基準法及び同施行令に係る審査事項」の見直し	
第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	新たな形態に対応するための用途の見直し	
第3 消防用設備等の設置単位	政令第8条改正に伴い、本項目に第7「政令第8項条に規定する区画等の取扱い」を集約する。	
第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い	図の修正のみで改正なし	
第5 無窓階の取扱い	・軽量シャッターの運用の整理 「消防隊が一般車載器具を持ちいて開放できる」の文言を削除し、軽量シャッターの基準を整理 ・有窓開口部のガラスの取扱いの更新（結晶化ガラスの追加） ・その他基準の明確化 C Pマーク付きの開口部は有窓開口への算入が出来ない旨追加	
第6 収容人員の算定	改正なし	
第7 政令第8条に規定する区画等の取扱い	・政省令改正を踏まえて基準を見直し、渡り廊下の基準等も本項で基準化し、第3に集約 ・令8区画の壁にALC、補強コンクリートブロックを追加 ・消火配管の令8区画貫通について明確化 ・避難経路であるバルコニーにおける避難器具の経路兼用について明確化	
第8 建築物構造	建築基準法改正による見直し及び表の追加	
第9 防火区画	建築基準法改正に伴う基準の見直し	
第10 二方向避難	・用語の定義、構造、段差、避難階の経路、バルコニー側のガラス種別の見直し ・条例改正、告示制定を踏まえた基準の見直し	
第11 防災防火対象物、防災物品	・人工芝取扱いの明確化 ・合成樹脂製・ゴム製のつなぎ合わせマットの取扱いの明確化 ・クッションフロアの明確化	
第12 屋上緊急離着陸場等	・根拠法の整理 ・適用表の見直し	

	・着陸区域境界灯にかえて着陸区域照明灯を設置する場合の基準を追加 ・全装備重量標識の図示の統一化	
第2節 用途、形態別等に係る基準		
第1 地下街	・用語等の整理 ・システム評価を踏まえて、他の建築物等との接続基準の整理 ・地下街等における「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号）の取扱いの明記	
第2 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の指定基準	改正予定なし	
第3 準地下街	改正なし	
第4 アーケード	改正なし	
第5 高層の建築物	・現行の防災計画書作成要領等との整合を図る ・時代にそぐわない指導基準の見直し ・建築基準法改正に伴う見直し ・共同住宅以外の消防隊進入経路における火災時の自火報連動解錠を、防犯上の観点から削除	
第6 高架下建築物	高架下の柵で囲われた部分の取扱いの明確化	
第7 道路の上空に設ける通路	道路法に基づく道路は規制対象外であることの明確化	
第8 工事中の防火対象物の安全対策	改正なし	
第9 一般住宅等の防火安全対策	・住宅用火災警報器の要否が分かりやすいようにフローチャートを追加すると共に文言の整理 ・木造3階建ての規制について、耐火構造である木造3階は含まれない旨定義づけを行った。 ・申請様式の整理	
第10 倉庫等の防火安全対策	大規模倉庫における消防活動支援対策の盛り込み	
第11 ラック式倉庫の防火安全対策	文言の整理	
第12 グループホーム等の防火安全対策	文言の整理	
第13 可燃性発泡樹脂の表示（条例第50条の10第2項に関する運用基準）	・不燃材料等の内装部材は規制対象外であることを明確化。 ・常時人がいる防災センター等で可燃性発泡樹脂の情報を提供できる場合の取扱いを盛り込んだ。	

第 14 避難口の扉等の緑色表示の基準	参考書籍を削除	
第 15 百貨店等，地下街又は展示場の避難通路等	避難管理全般として基準整理 ・飲食店の客席基準中、運用上明確でない箇所（座席の考え方、個数の考え方等）について明確にした。 ・避難経路図の大きさ等の基準見直し ・避難口に設ける戸の施錠を詳細に定めた。	
第 16 特定共同住宅等	・開放型における開放計算の防犯用格子等の基準見直し ・廊下端部以外の 4 w 6 m の適用について整理し適用を見直した ・メゾネット型共同住宅について、基準の盛り込み	
その他	・条例第 3 条第 1 項第 20 号の取扱い基準を追加 ・厨房自動消火の基準を消防用設備等の部分から本節へ移行すると共に、条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号エ (イ) の適用について明確にした。	
第 17 太陽光発電設備における表示	・消防隊活動支援として項目変更し、エントランスホールの電気錠やエレベータートランクの基準を集約 ・エレベータートランク扉の鍵について E M T R が望ましいこととした。	
第 3 章 消防用設備等の技術基準	昨年度改正分のうち、継続検討となっていた改正が必要なものについて見直しを行った。	
第 1 節 総論		
第 1 消防用設備等設置計画届の届出要領等	着工届出書の平面図に消防庁が示す必要な情報が盛り込めない場合の代替措置としての概要表等を明記	
第 2 節 各論		
第 1 消防用設備等の地震防災対策	令和 5 年度改正部分以外で、フレキが必要な部分の精査を行い、必要なフレキの長さについても再整理を行う。	
第 2 屋内消火栓設備	・水源に自動給水装置を設ける場合の留意事項を追記 ・パッケージ型消火設備の特例 スプリンクラー設備の未包含部分（E V シャフトや浴室等）に設ける場合、仮設建築物（概ね 1 年未満のものに限る）に設ける場合にも設置ができる要件を追加した。	

第 3 非常電源	非常電源専用受電設備におけるポンプ室の考え方の整理	
第 11 自動火災報知設備	・共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機のある管理人室の音響装置の設置基準の整理 ・特定小規模施設用自動火災報知設備の法改正に伴う基準改正 ・別紙 1 環境状態と適応感知器 結露対策の項目について工事基準書との整合をはかった。	
第 12 消防機関へ通報する火災報知設備	3 項電話の特例について、国通知との整合をはかった。	
第 15 非常警報設備	・用語の整理を行う ・人が入れない程度の広さである P S 等に対する特例の盛り込み	
第 21 連結送水管	・埋設配管の基準について、メンテナンスを実施しやすい敷設方法とする旨明記 ・高層建築物に設ける格納箱の表面積の基準を削除	
第 23 無線通信補助設備	送信時の定格出力が 10W の表現を削除（現在の携帯無線 1 W、2 W、5 W と整合を図る）	
第 26 その他消防用設備等以外の設備	フード消火の基準を移動させるとともに非常電話の基準の文言整理を行った。	
第 4 章 同意審査参考資料		
第 4 非常用の昇降機	呼び戻し釦の色を明確にした。	